

ビジネスをするうえで、ここだけは押さえておきたい

『改正民法のポイント!』

紙芝居で学ぶ!!

120年ぶりの大改正!といわれる民法(債権法)の改正が、いよいよ2020年4月1日に迫っています。生活や仕事の基本的なルールである民法の見直しは、ビジネス現場にも大きな影響を与えるものと予想されます。

本セミナーでは、「具体的にどう変わる?」「経営への影響は?」「注意点や対策は?」など、身近な法律だからこそきちんと知っておきたいポイントについて、紙芝居やイラストを使ってやさしく・わかりやすくお伝えします。皆様のご参加をお待ちしております!

主な講座内容

1. 民法改正の概要!

民法とは、体系的な位置づけ、施行日などについて

2. 時効期間等が変わります!

時効期間、起算点、中断、停止などについて

3. 保証契約の取扱いが変わります!

包括根保証の禁止対象拡大、情報提供義務、
公証人による意思確認手続などについて

4. 債権譲渡の制限が緩やかになります!

債権譲渡制限特約の効力の見直しなどについて

5. 約款(定型約款)に関するルールが変わります!

新設規定などについて

※一部内容に変更が在る場合がございます。ご了承ください。

講師



青葉法律事務所 弁護士
中小企業診断士

とうとう たけひさ
藤堂 武久氏

明治大学法科大学院法務研究科法務専攻修了。

弁護士として、主に労働問題(不当解雇問題、残業代請求問題、パワハラ問題、労災問題等)について示談交渉や裁判を担当するなかで、「トラブルが起きてから解決するよりも、起きる前に予防すべき」と考え、中小企業診断士として、講演活動や経営コンサルティングにも取り組み、リスクを減らして付加価値を高める会社作りの普及を目指して活動中。

法律の世界では、法律を知らなかっただけで損をしたり、ひどい目に遭ってしまったたりすることが多くあるため、そのようなことになってしまう人をなくしたい想いで、積極的に活動を行っている。

■開催日時 令和元年12月9日(月) 14:00~16:00

■会場 朱鷺会館(出雲市西新町2丁目2456-4 TEL 0853-24-9857)

■対象者 県内中小・小規模事業者、支援機関職員等

■申込締切 令和元年12月2日(月)

■主催 島根県商工会連合会(Tel 0852-21-0651)

参加
無料

(切り取らずにこのまま送信してください)

セミナー参加申込書

FAX: 0852-26-5357

島根県商工会連合会 経営支援課(田尻)行

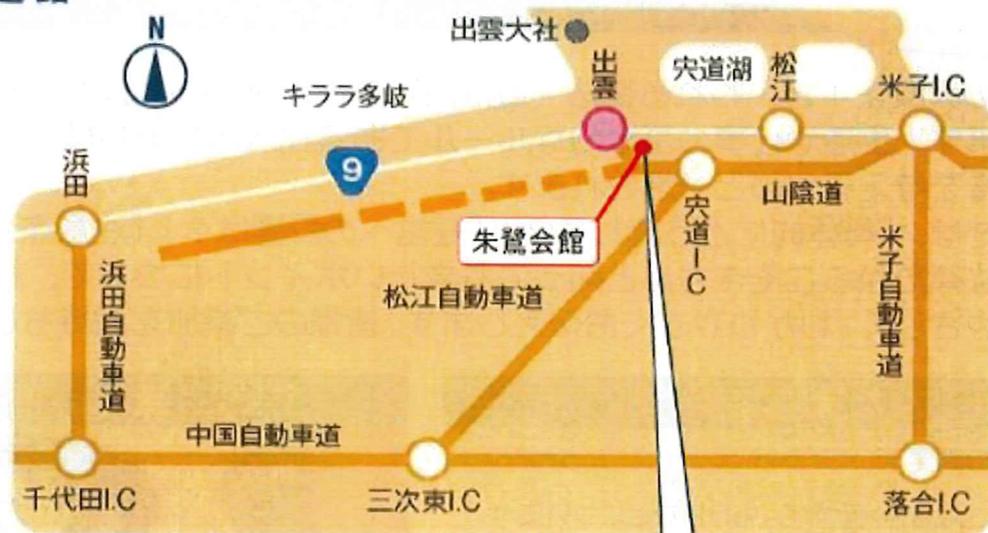
E-mail: chie99@shoko-shimane.or.jp

事業所名		TEL	
参加者名		参加者名	

※申込書にご記入いただきました個人情報、参加者名簿の作成および本講演会に関する連絡の目的のみ使用します。

< 朱鷺会館 (出雲市西新町2丁目 2456-4 TEL 0853-24-9857) >

高速道路



詳細図

マイカー

出雲I.C.から約5分
JR出雲市駅から約15分

JR

JR西出雲駅から徒歩約10分

